

平成29年度 事業計画書

自 平成29年4月 1日
至 平成30年3月31日

公益財団法人全日本柔道連盟

平成25年8月から取り組んできた本連盟の一連の改革は、内閣府公益認定等委員会からもその進捗状況に高い評価を得るに至っているが、今後とも、一連の改革の歩みを止めることなく、国民の期待と信頼に応えることのできる日本柔道界の真の復活を期していかなければならない。本年度も引き続き、2020年の東京オリンピックを目指した「競技面の強化」と、礼節を重んじた品格ある柔道を通じた「人づくり面の強化」の2つの課題に取り組んでいく。

競技面での強化では、昨年確立した強化指導新体制のもと、世界の競技レベルが年々向上している中で、さらなる高みへ挑戦する決意をもって臨み、国民の期待に応じていかなければならない。

人づくり面の強化では、MIND活動のさらなる充実化を図り、柔道の普遍的な価値の普及・定着化を目指していく。

また、日本視覚障害者柔道連盟との連携では、今後とも手を携え、障害の垣根を越えて日本柔道の発展に向かって尽力していく。

少柔協の活動では、本年度も引き続き「少年少女柔道教室」を全国展開し、“子どもたちの笑顔が見える少柔協”として少年少女がより楽しく安全に柔道を学べる環境を整えていく。

国際貢献事業では、外務省、協賛企業への働きかけを積極的に行い、学生ボランティア海外派遣事業、リサイクル柔道衣・畳支援事業のより充実化を図り、柔道界ならではの国際貢献を果たしていく。

柔道事故の撲滅活動では、事故の発生に際してはその態様に応じて一つ一つ原因を検証し、再発防止に努めるとともに、柔道に携わるすべての者が一丸となって安全対策に取り組むことにより、重大事故の根絶を期すべく施策を講じていく。

さらに、新設した女子柔道振興委員会の活動を通じて、柔道界のあらゆる分野において女性が活躍することのできる場の創出を図ることにより、日本柔道界の普及および発展、ひいては日本の女子スポーツの発展を目指していく。

各専門委員会及び特別委員会等における事業計画の概要は以下のとおりである。

1. 総務関係事業

- (1) 中高生の柔道競技人口の減少にみられるような中高生柔道の実態に基づき、拠点校づくりによる競技人口の増加施策等を検討、展開することにより、ひいては柔道界の競技人口の増加、発展を図る。
- (2) 収入の根底となる会員登録制度による会費収入の安定化を図り、財政基盤の強化に努める。予算執行は経費節減に努め、公益財団法人としての的確・適正に経理処理を行う。
- (3) 登録会員の現状を登録区分別・世代別・男女別に精査し、登録会員拡大に向けた施策を検討し、必要に応じて関連専門委員への諮問、並びに連携強化を図る。また、登録システムの管理およびオンライン手続きの検証と精査を行い、更なる改善を検討し業務の効率化を推進する。

2. 大会事業関係事業

- (1) グランドスラム東京、日本ベテランズ国際大会の他、本連盟が主催、主管する国内大会においては、本委員会の委員が中心となって運営に当たり、全国各地で開催する大会には委員を派遣し、「全柔連大会運営規程」を基にした運営指導を行い、スムーズな大会運営を行うだけでなく、大会運営基準の全国統一化を推し進める。
- (2) 平成30年度以降の全国大会の日程及び会場の調整を行うと共に、参加資格・競技規則などの整備を行う。

3. 広報関係事業

- (1) 2020東京オリンピックに向けて、全柔連の中長期広報戦略について検討する。
 - ア 他競技団体や広報専門家へのヒアリング
- (2) 以下について、他委員会とも協力して、ウェブサイト（ホームページ）とSNS（フェイスブック等）のすみわけを図りつつ、より早く、より深い情報発信を行う。
 - ア 柔道の普及・発展、柔道事故防止に資するもの
 - イ 国内外主要大会の迅速な報告及び各専門委員会の活動報告
 - ウ データベース等の活用による大会結果の蓄積
 - エ その他、必要事項
- (3) 加えて、下記の活動を行う。
 - ア 広報誌「まいんど」は、内容の充実や読み易さの追求等に一層努める
 - イ 「2018年全柔連カレンダー」を作成し、各地域での普及・振興を図る
 - ウ 「柔道フェスタ」は、少柔協の「柔道教室」との違い（現役メダリストの参加等）を意識しつつ、引き続き柔道人口の底辺拡大のために開催を継続する

4. 教育普及関係事業

- (1) 柔道の指導の在り方、普及の現状などについて協議検討し共通理解を深めるとともに、柔道教室・指導者講習会を開催し、小・中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等へ安全な指導、体調管理などについての講習を行う。
- (2) 日本武道協議会との共催事業である地域社会柔道指導者研修会及び地方青少年柔道錬成大会、全国少年競技者育成事業等への講師派遣を行う。
- (3) 柔道教室等への派遣講師研修会を実施し、これらを通して柔道の普及振興を図るとともに青少年の健全育成及び指導者の資質向上に努める。
- (4) 障害のある方々の柔道についての現状調査・支援を行う。
- (5) 中学校柔道への支援、キッズ柔道への視察・支援を行い、次世代を担う子供たちに対し、柔道のすばらしさ、柔道の精神を伝えていくため、柔道教室の充実、DVD「柔道は人間教育 大人も子供も修行中」の活用、子供たちが安全に柔道を行うための指導教本の作成、柔道に関するアンケート結果の活用、海外の柔道教育現場の実態調査を行い、今後の日本柔道の普及・発展に繋げていく。

5. 審判関係事業

- (1) Aライセンス審判員研修会をはじめとする12の講習会を開催し、Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく。さらにSライセンス審判員審査、Aライセンス審判員試験及び顧問審判員の審査を行ない、審判員の拡充を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。
- (2) 平成28年12月に国際柔道連盟（IJF）が審判規定の改正内容を公開し、本年1月には改正内容の説明を中心としたIJFセミナーが実施された。これらIJFが発信した情報を精査し、国内大会における適用方法の検討や和訳、解説資料の配布、HPでの公開等、迅速に対応していく。また、改正条文が公開され次第、新たな審判規定の和訳冊子を作成すべく対応していく。
- (3) IJF主催大会をはじめとする各種国際大会へ審判員を派遣し、国際大会で活躍できる審判員を養成すると共に、IJF審判員試験に受験者を派遣し、国際審判員を充実させる。
- (4) 審判委員規定に基づいて審判委員を配置すると共に、主要大会ではケアシステムを活用しながら、審判の精度を高め、大会の充実を図る。
- (5) 改正された国際柔道連盟試合審判規定はもちろんのこと、解釈についても、講習会や研修会をはじめ、映像資料を活用しながら、全国の審判員に周知していく。また、審判員の所作についても映像資料を用いて統一を図っていく。
- (6) 平成28年度より、国内大会において主催者による試合映像記録を呼びかけてきた。今年度は映像記録だけでなく、ケアシステム導入も視野に入れた呼びかけを行っていく。

6. 強化関係事業

- (1) 本年度は、本年1月に導入したIJF新ルールへの対応を踏まえながら、8月末にハンガリーで開催される世界選手権大会において、男女合わせて金メダル7個以上を目標として選手強化に取り組んでいく。また、同時期に台湾で開催されるユニバーシアード競技大会は、オリンピック競技大会と同じ総合国際競技大会であり、2020年東京を目指せる若手有望選手を派遣して、今後に繋がる経験を積ませる。
- (2) ジュニア・カデクラスにおいては、世界ジュニア選手権大会及び世界カデ選手権大会を目標として選手強化に取り組む。2020年東京オリンピックを見据えた効果的な国際大会派遣、国内外での合宿を充実させ、海外強化合宿あるいは国際交流も実施し、次世代を狙える選手に世界の実情を肌で感じてさせ2020年に向けた若手有望選手のパスウェイを具体化させていく。
- (3) 2020年以降の選手育成を目的として、全国少年競技者育成事業、全日本小学生強化教育合宿を実施する。全国少年競技者育成事業は、本連盟が構築してきた競技者育成プログラムに基づいて実施し、全国各地のタレント発掘・育成、及び少年指導に携わる指導者の育成を目的とする。小学生の育成強化においては、発育発達そして教育的観点から学業との両立を十分に配慮していく。

- (4) 本年度も J S C 委託事業及び再委託事業を受託する予定である。アスリート育成パスウェイの構築や女性コーチの戦略的な育成など、2020年東京オリンピック後も継続して活用できる強化システム・体制の構築を目指す。
- (5) 科学研究事業においては、映像分析活動をはじめ、情報、医・科学の面から選手をサポートするため、J S C マルチサポート事業スタッフや J I S S の協力を得ながら、各種研究・事業を実施する。国際競争に勝利するためにもインフォメーションからインテリジェンスへの情報作成を加速させる。
- (6) 柔道 M I N D プロジェクトへの取り組みとしては、引き続き、強さだけではなく、品格・品性を持った柔道家を目指し「最強かつ最高の全日本強化」を目標とした選手の育成に誠心誠意、実直に取り組んでいく。強化の現場だけではなく、平日頃の言語・行動においても M I N D 活動を徹底させる。

7. 国際関係事業

- (1) 主要な国際大会への派遣事業や国内で開催する国際大会および海外柔道連盟から要請のあった受入事業、並びに国際貢献活動を通じて、国際柔道連盟（I J F）やアジア柔道連盟（J U A）、東アジア柔道連盟（E A J F）および各国連盟等との連携を深め、良好な関係を構築していくとともに、情報収集や意見交換等の外交を行っていく。国際舞台における日本の立場がより強固なものになるよう活動していく。

8. 医科学関係事業

- (1) 医科学委員会では医科学の立場から柔道の安全面として外傷・障害の防止、とくに重症外傷である頭部並びに頸部外傷の発生のメカニズムの研究と防止対策、柔道指導者、柔道教育現場指導者、担当教員、柔道選手、生徒等に対する安全啓発活動を行う。また皮膚真菌症の予防に関しても、継続して研究・啓発を行う。
- (2) 強化委員会が行う国際大会への選手派遣や国内外の合宿に帯同するチームドクターの派遣をサポートし、充実した選手の健康管理、外傷・障害予防、アンチ・ドーピングの啓発等に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるようにする。
- (3) 国内大会および国内で行う国際大会における救護ドクターを配置し、医科学的側面からの安全性の確保に努める。大会にドクターを配置することは、安全面において社会的要求でもあり、これに応えるため、地方における試合に参加できるスポーツドクターの人材確保を行う。
- (4) 試合の救護や選手に帯同するドクターなど医療スタッフの資質向上のため講習会などを開催し、さらに日本体育協会公認スポーツドクターやアスレチックトレーナーなどの推薦者を決定する。

9. アスリート関係事業

- (1) 連盟運営に選手の意見を反映させることを目的に、強化（男女）・視覚障害柔道・形競技の各強化選手によるミーティング・意見交換を実施し、選手の意見や提案の吸い上げを行う。

- (2) 全国規模の柔道大会において柔道の魅力を高めるPR活動を行う。また、2020 Tokyoプロジェクトとして3年後に向けて柔道の価値を高める活動を行う。

10. コンプライアンス関係事業

- (1) 本連盟を構成する全ての柔道人が、法令や規程・規則遵守の枠に満足することなく、さらに高い倫理観と見識をもって行動すべく、その推進のための様々な施策を策定し、コンプライアンスの意識向上と違反防止のための研修・教育を実施していく。

11. 指導者養成関係事業

- (1) 柔道指導者のさらなる資質向上と正しい普及発展を目的として、平成20年に指導者養成プロジェクトが発足。日本柔道の将来を見据え、指導者の指導力向上を図り、社会的な信頼度を高め、地位を確保する事を目的に、平成25年度より「公認柔道指導者資格制度」を導入した。
- (2) 都道府県におけるC指導員養成講習会およびB指導員養成講習会の講師養成を主眼とした全国指導員講師研修会を味の素ナショナルトレーニングセンターにて開催する。
- (3) 指導者に求められる責務と役割が大きく変化している現状を踏まえ、社会と現場のニーズを考慮したより良い指導者資格制度の構築について、引き続き検討する。
- (4) 天理大学にて行われるフランス柔道指導者研修会（4月下旬）において、日仏指導者交流会を開催し、指導者養成事業を通じた国際交流を推進する。
- (5) 中学校武道必修化対策WGとして、日本武道館との共催である「全国柔道（教科）指導者研修会」や「授業指導法研究事業」を実施し、保健体育科教員の授業力向上に努める。
- また、スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」において、授業協力者の養成及び派遣事業、柔道を専門としない体育教員向け講習会等の支援を都道府県柔道連盟（協会）ならびに教育委員会と連携を図りながら進めていく。
- (6) 公認指導者が安全指導に対するより高水準の意識や知識を持つために、医科学委員会や重大事故総合対策委員会と連携し、講師派遣や教材作成等を行う。

12. 重大事故総合対策関係事業

- (1) 柔道重大事故を0にするための教養資料を作成し、指導者等に安全指導を周知徹底させるための方策を検討する。
- (2) 不幸にも事故が発生した場合は、事故調査、再発防止策を検討、発信する。
- (3) その他、申し込みがオンライン化された公認指導者賠償責任保険への加入推進を図る。

13. 女子柔道振興関係事業

- (1) 女子柔道振興特別委員会において推進した女子柔道指導者（含審判員）の比率向上、女性幹部登用促進などの女子柔道活性化方策をさらに深化させ、柔道界のあら

ゆる分野において女性が活躍することのできる場の創出を図ることにより、日本柔道界の普及および発展、ひいては日本の女性スポーツの発展に寄与することを目的として事業を展開する。

14. 形競技関係事業

(1) 審査部会

国外的には、IJF形委員会と大会運営や形の規程等について協議を重ね、形の普及並びに発展に寄与していく。国際形大会に、役員や審査員を派遣し、現場での議論ならびに情報収集等を行っていく。

国内的には、国内の形審査員試験並びに審査員研修会を充実させ、よりレベルの高い審査員の育成と増員に取り組む。

(2) 強化普及部会

世界での形のレベルが益々上がる中、再び世界形選手権大会とアジア形選手権大会で全種目制覇できるように、代表組に対して万全の準備と強化を行う。

また、各形におけるレベルの底上げが重要であり、強化A組、B組及び指定組の選手に対し、強化合宿等を行い、将来へ向けて強化をしていく。

15. 総合国際対策関係事業

(1) 2017年8月にブダペスト（ハンガリー）で開催される世界選手権大会前に国際柔道連盟（IJF）の総会が開催され、会長選挙並びに会長立候補者によるIJF理事指名が行われる。当委員会としては、今年の総会において、山下泰裕委員長がIJF理事に再選することを最大の目標として取り組んでいく。

(2) IJF理事や各国連盟の関係者と積極的な交流、意見交換を行い、更に緊密な連携体制や信頼関係を構築し、世界における柔道の正しい発展に資する活動を展開していく。

16. 柔道MINDプロジェクト関係事業

(1) 礼節を重んじ、品格のある柔道家を目指す「柔道MIND」の活動について、各専門委員会および加盟団体と協力しながら、都道府県柔道連盟の参考になるような施策を策定し、啓発活動を行う。

17. 視柔連連携関係事業

(1) 全日本柔道連盟の資源（組織力、人材力など）を活用し、視覚障害者の柔道の強化、振興を図る。

(2) 2020年東京パラリンピックへの出場を目指す候補選手の国際大会での活躍を導き、東京パラリンピック成功へと繋ぐための事業、方策を最大の目的とする。

さらに、東京パラリンピック後の視覚障害者柔道において、安定した競技環境の維持を図るための諸事業・活動を展開していく。

18. 全国少年柔道（少柔協）関係事業

- (1) 少柔協は、平成27年7月3日の実質的な発足以来、平成27年度は全国47都道府県で20ヶ所、平成28年度は25ヶ所の「少年柔道教室」を開催、全柔連として支援・助成を行った。平成29年度（本年度）は、過去2年度において開催実績のない県での開催を押し進め、前年度同様の約25ヶ所での開催を予定している。こうした「少年柔道教室」の開催計画を助成し、日本柔道の基盤である少年柔道の普及と定着率の更なる向上・振興を目指すことで、全国に少柔協の支部組織が構築され、少年柔道に向けて活発な活動が期待される。
- (2) 少柔協の核となる実行部隊の「中央委員会」内に3つのワーキンググループ会議（①柔道教室WG、②指導充実WG、③試合のあり方WG）を設置し、全国各地での少年（小学生および未就学児）柔道の取り組み策を支援する。

以上